

デジタル統括室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(令和7年5月分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度大阪市行政オンラインシステム統合基盤連携機能改修業務委託	情報処理	株式会社TKC	7,142,300	令和7年5月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
2	令和7年度マイクロソフト社製ソフトウェア等ライセンス取得及び使用料支払業務委託(概算契約)(その2)	情報処理	株式会社大塚商会LA関西営業部	86,130,000	令和7年5月13日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市行政オンラインシステム統合基盤連携機能改修業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社TKC
- 3 随意契約理由
株式会社TKCは現行システムの開発・保守業者であるため、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G4)
- 5 担当部署
デジタル統括室DX推進担当デジタルサービスグループ（電話番号06-6208-7646）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度マイクロソフト社製ソフトウェア等ライセンス取得及び使用料支払業務委託（概算契約）（その2）

2 契約の相手方

株式会社大塚商会LA関西営業部

3 随意契約理由

令和7年度マイクロソフトライセンス取得業務は、本市がマイクロソフト社と締結するESA契約（政府機関向けエンタープライズサブスクリプション契約一式）に基づき、現在本市が契約している再販事業者である株式会社大塚商会しか履行できないため。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）

5 担当部署

デジタル統括室基盤担当基盤グループ(06-6543-7122)